

相續山河之峯谷、取近通之義、以爲名稱焉、或曰、倭武天皇巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造昆那良珠命、新令掘井、流泉淨澄、尤有好愛、時停乘輿、覩水洗手、御衣之袖垂泉而沾、便依漬袖之義、以爲此國之名、風俗諺曰、筑波岳ツブタケニクロモカヨロモガヒタチノクニ黑雲挂衣袖漬國是也、

(續日本紀三十四)寶龜八年八月丁酉大和守從三位大伴宿禰古慈悲薨、飛鳥朝○天常道頭贈大錦吹負之孫、

〔古事記傳二十〕常道は常陸なり、萬葉二十六丁に比多知、和名抄に常陸比太知ハシタチ、萬葉十八に等能乃多知波奈、比多底里爾之氏ハシタチとあるば、變らず常に照を、比多底里ハシタチと云り、此意なり、又十三に常土ハシタチと書り、今本には常を當に誤れり、さて知に陸字を書は、陸奥の陸ハシタチと同て、陸道の意なり、古今集顯注に、常陸はひたかちとよめること未知す、ひたかちとは申すなり、陸をかちともよむなりと云るを、契沖が陸をかちとよめること未知す、ひたかちはひたみちなりと云るまことに然り、古歌に、東道の道のはてなる常陸とよめればなり、

〔倭訓栞前編二十五〕ひたち 常陸をよめり、ひたみちの略なり、風土記にも、道路不隔江海と見えたり、新古今集にも、東路のみちのはてなるひたち帶とよめり、衣手のひたちとつゝくる事は、萬葉集に出たり、風土記に、國ノ俗諺に、筑波岳、黒雲掛衣袖漬國と見えたるに、されどひだどつゝけたるならんといへり、

〔諸國名義考上〕常陸

和名抄に常陸ハシタチ、在茨城郡、太知國府、名義は○中 東方の極みなれば、日高見の約り轉りたるにてはあらざるか、日本書紀景行天皇卷に、日本武尊云々、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國酒折宮云々、また武内宿禰自東國還之奏言、東夷之中有日高見國、其國人男女、椎結文身、爲人勇悍、是摠曰、蝦夷亦土地沃壤而曠、また此國風土記を万葉註釋に引たるには、自黑前之山到日高之國云々、時人謂之幡垂國、後世言便稱信太國シダカとあり、釋日本紀に引たるには、古老曰、御宇難波長柄豐前宮之天皇御世云々、分筑波茨城郡七百戸置信太郡、此地本日高見國云々とあり、延喜神名式に、陸奥